## 人事院公示第4号

人事院は、人事院規則2-4 (人事院の職員に対する権限の委任)第2項の規定に基づき、平成27年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和元年5月23日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則1一64(職員の	一 人事院規則1-64(職員の
公益財団法人東京オリンピック	公益財団法人東京オリンピック
・パラリンピック競技大会組織	・パラリンピック競技大会組織
委員会への派遣)(以下「規則	委員会への派遣)(以下「規則
」という。) <u>第10条第1項又</u>	」という。) <u>第11条</u> の規定に
は第11条の規定に基づき、人	基づき、人事院が定めることと
事院が定めることとされている	されている事項について定める
事項について定めること。	こと。
二・三 (略)	二•三 (略)
3 (略)	3 (略)

2 この決定による改正は、令和元年5月23日から効力を発生する。